

流山市低入札価格調査実施要領

制 定	平成 1 1 年	4 月 1 2 日
一部改正	平成 1 6 年	7 月 1 日
	平成 1 8 年	4 月 1 日
	平成 2 0 年	4 月 1 日
	平成 2 0 年 1 1 月	1 日
	平成 2 1 年 1 1 月	1 日
	平成 2 3 年 1 0 月	1 日
	平成 2 4 年	1 月 1 日
	平成 2 5 年	9 月 1 日
	平成 2 8 年	4 月 1 日
	平成 2 9 年	4 月 1 日
	平成 3 1 年	4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要領は、調査基準価格を下回る価格での入札があった場合に当該入札価格に係る調査（以下「低入札価格調査」という。）を実施すること等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(調査対象工事)

第 2 条 低入札価格調査の対象は、設計金額が 1 3 0 万円を超える入札対象工事（以下「調査対象工事」という。）とする。

(調査基準価格)

第 3 条 低入札価格調査を行う場合の基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合算額とする。ただし、その額が、予定価格に 1 0 分の 9 . 2 を乗じて得た額を超える場合にあっては、1 0 分の 9 . 2 を乗じて得た額とし、予定価格に 1 0 分の 7 . 5 を乗じて得た額に満たない場合にあっては 1 0 分の 7 . 5 を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額の 1 0 分の 9 . 7
- (2) 共通仮設費の額の 1 0 分の 9
- (3) 現場管理費相当額の 1 0 分の 9

(4) 一般管理費の額の10分の5.5

2 特別なものについては、前項にかかわらず、契約ごとに10分の7.5から10分の9.2の範囲内で流山市低入札価格調査委員会委員長が定める割合を予定価格に乗じて得た額

3 前2項の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、1,000円未満を切り捨てるものとする。

(予定価格調書への記載)

第4条 予算執行者は、調査基準価格を流山市財務規則(昭和61年流山市規則第12号)第129条第1項(第139条の規定により準用する場合を含む。)の規定により作成する予定価格調書に記載するものとする。

(入札者への明示)

第5条 契約担当課長は、調査対象工事の一般競争入札に係る公告並びに指名競争入札に係る指名通知書の交付及び入札執行の際に、次の事項を明示するものとする。

(1) 低入札価格調査の基準があること

(2) 調査基準価格を下回る価格での入札があった場合の取扱い

(3) 低入札価格調査の結果によっては、最低入札者であっても落札者とならない場合があること。

(4) 調査基準価格を下回る価格で入札した者は、低入札価格調査に協力しなければならない旨

(入札の執行)

第6条 入札執行者は、調査基準価格を下回る価格での入札があった場合、入札者に対し保留と宣言し、落札者については後日決定する旨を告げて入札を終了するものとする。

(失格基準による判定)

第6条の2 契約担当課長は、前条の規定により入札を終了した場合、調査基準価格を下回る価格で入札をした者の入札額が最低入札者を含む下位5者の入札者(入札者が5者未満の場合は全者)の入札価格の平均に10分の9.2を乗じた額(1,000円未満切り捨て)に満たない者は、失格と判定する。

2 契約担当課長は、前項の規定による判定を行なった場合は、当該判定により失格とならなかったもののうち最低の価格を持って入札をし

たものを低入札価格調査委員会（以下「調査委員会」という。）の審査に基づき低入札価格調査の実施の対象となった者（以下「調査対象者」という。）と決定する。ただし、流山市建設工事総合評価一般競争入札（特別簡易型）要領により落札者を決定する場合においては、入札参加者の入札金額から同要領第7条により価格点を算出したとしても、同要領落札者決定基準の評価点が最も高い者でないものは、調査対象者に含まないものとする。

3 契約担当課長は、第1項の規定による判定を行なった場合において、当該判定の対象となった全てのものが失格となったときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他のもののうち最低の価格をもって入札をしたものを落札者と決定する。

（調査事項）

第7条 契約担当課長は、第6条の2第2項の規定により調査対象者が決定された場合、次の事項を内容とする調査を行うものとする。

- （1）入札価格の内訳
- （2）契約対象工事付近における手持工事の状況
- （3）契約対象工事に関連する手持工事の状況
- （4）契約対象工事箇所と入札者の事業所の距離、資材の搬入経路その他の地理的条件
- （5）手持資材の状況
- （6）資材の購入先及び購入先と入札者の関係
- （7）手持機械の状況
- （8）過去に施工した公共工事の名称及び発注者並びに成績状況
- （9）経営状況
- （10）信用状況
 - ア 建設業法（昭和24年法律第100号）違反の有無
 - イ 賃金の支払い状況
 - ウ 下請代金の支払い状況

（調査結果の報告）

第8条 契約担当課長は、調査の結果を記載した低入札価格調査票（別記様式（以下「調査票」という。））を調査委員会に提出し、審査を受けるものとする。

（落札者の決定）

第9条 契約担当課長は、調査委員会の審査に基づき調査対象者を落札者とするか否か決定するものとする。

2 契約担当課長は、調査対象者を落札者としない場合においては、他の者のうち予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者として決定しなければならない。

(入札結果の通知)

第10条 契約担当課長は、低入札価格調査の実施の対象となった入札の結果を入札者全員に通知するものとする。

(低入札価格調査対象工事における契約保証の率)

第11条 調査基準価格を下回った入札を行った者のうち、調査により当該契約の内容に適合した履行がなされるとされ、落札者となった場合には、当該契約にかかる契約保証の額は契約金額の10分の3以上の額を納付しなければならない。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、履行保険契約の締結を行ない、或いは公共工事履行保証証券による保証を付した場合は契約保証金の納付を免除する。

附 則

この要領は、平成11年4月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年7月1日から施行し、改正後の規定は、平成16年7月16日以降に執行する入札事務から適用する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年11月1日から施行し、改正後の規定は、平成20年11月19日以降に執行する入札事務から適用する。

附 則

この要領は、平成21年11月1日から施行し、改正後の規定は、平成21年11月1日以降に執行する入札事務から適用する。

附 則

この要領は、平成23年10月1日から施行し、改正後の規定

は、平成23年10月1日以降に公告する入札事務から適用する。

附 則

この要領は、平成24年1月1日から施行し、改正後の規定は、平成24年1月1日以降に公告する入札事務から適用する。

附 則

この要領は、平成25年9月1日から施行し、改正後の規定は、平成25年9月1日以降に公告する入札事務から適用する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行し、改正後の規定は、平成28年4月1日以降に公告する入札事務から適用する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行し、改正後の規定は、平成29年4月1日以降に公告する入札事務から適用する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行し、改正後の規定は、平成31年4月1日以降に公告する入札事務から適用する。

別記様式

低入札価格調査票

工 事 名			
場 所			
調査対象者		所在地	
入札価格	円	調査基準価格	円
予定価格	円	入札年月日	平成 年 月 日

調査項目	調査内容
入札価格の内訳	別紙のとおり
契約対象工事付近における 手持ち工事の状況	
契約対象工事に関連する手 持ち工事の状況	
契約対象工事箇所と入札者 の事業所の距離、資材の搬 入経路その他の地理的条件	
手持ち資材の状況	
資材の購入先及び購入先と 入札者との関係	
手持ち機械の状況	
経営状況	
信用状況	